

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成20年4月から施行され、市の財政状況を判断するために新たに設けられた「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の公表が義務付けられました。

背景及び新制度の概要

従来の「財政再建制度」は、一般会計等（注1）を対象とした収支のみを財政の健全性の判断材料としていたため、他の会計や負債残高等のストック部分に課題があっても「再建団体基準」の対象とならなかったこと、また、住民等に対する財政状況の開示や早期是正を促す機能も不十分であったことなどの課題がありました。

今回の法律では、対象を一般会計等に限らず水道・国保などの特別会計をはじめ、土地開発公社や市が加入している一部事務組合等にまで拡大したうえで、負債残高等のストック部分も反映させた指標（＝健全化判断比率）が導入され、健全化を図る過程としては、「早期健全化段階」（黄信号）、「財政再生段階」（赤信号）の2段階が設定され、それぞれの判断基準が定められています。

また、特別会計のうち水道・病院などの公営企業会計を対象とした経営の健全性を示す指標（＝資金不足比率）も併せて導入されたことや、算定された指標を毎年度、議会へ報告するとともに公表する制度が設けられたことなどが特徴となっています。

（注1）一般会計等…一般会計と公営事業以外の特別会計（各指標の対象範囲参照）をいい、本市では、一般会計、住宅新築資金等貸付事業会計、園芸作物価格安定事業会計、奥屋内へき地出張診療所会計、鉄道経営助成基金会計の5つの会計を指します。

平成19年度決算に基づく指標及び内容

1. 健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲 *各指標の対象範囲参照	四万十市算定値	判断基準	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計等の赤字額の標準財政規模（注2）に対する比率 財政運営の深刻度を指標化	一般会計等	-	13.16%	20%
連結実質赤字比率	市全体の赤字額（すべての会計の赤字と黒字を合算）の標準財政規模に対する比率 財政運営の深刻度を指標化	全会計	-	18.16%	30% （注3）
実質公債費比率（3ヵ年平均）	歳出決算額のうち、借入金返済額及びこれに準ずる額の総額の標準財政規模に対する比率 資金繰りの危険度を指標化	全会計 一部事務組合	18.7%	25%	35%
将来負担比率	借入金残高や退職手当支給見込額のほか、土地開発公社の負債などに対して、一般会計等が将来負担することが現時点で見込まれている額の総額の標準財政規模に対する比率 将来の財政の圧迫度を指標化	全会計 一部事務組合 地方公社 第三セクター等	194.7%	350%	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「-」と表示しています。

（注2）標準財政規模…市が自由に使用できる財源（市税や普通交付税など）の標準的な収入額。

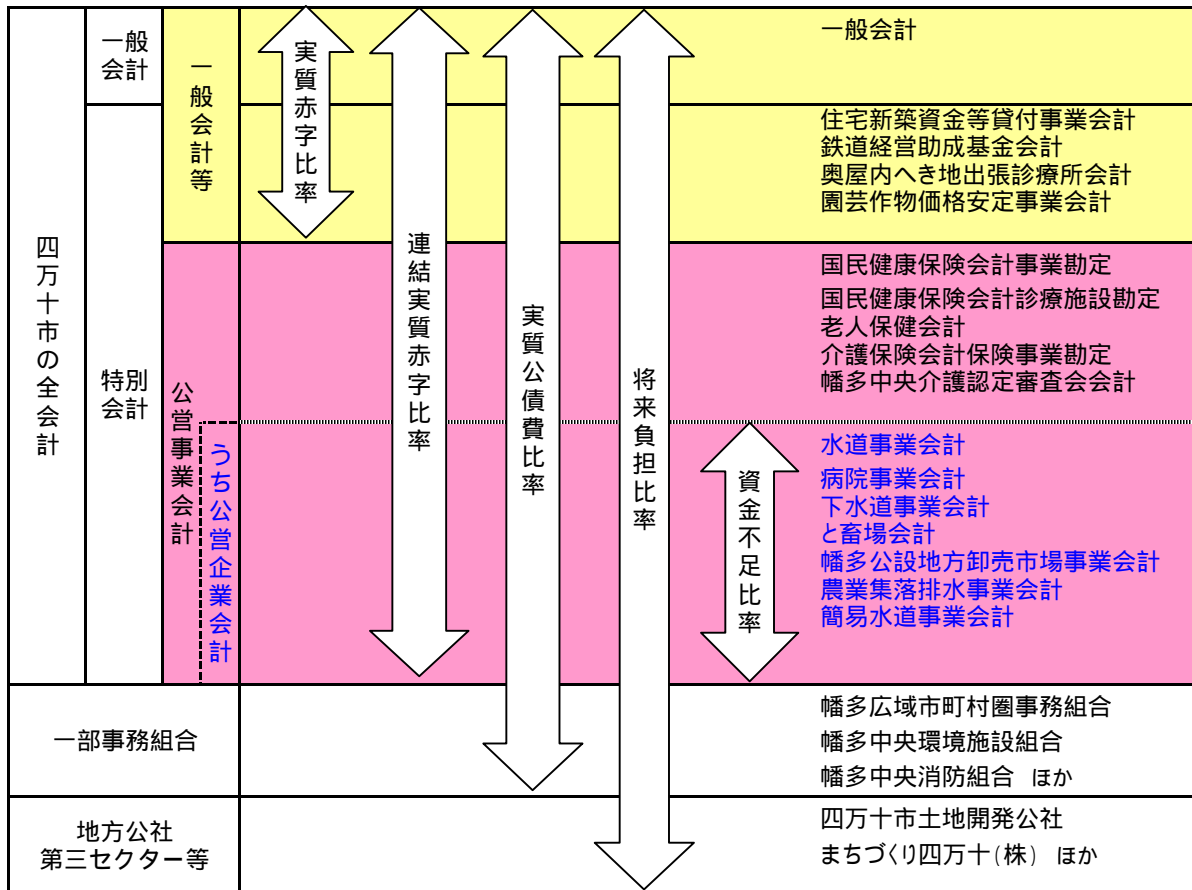
（注3）連結実質赤字比率の財政再生基準は、3年間の経過的な基準（平成20年度及び平成21年度決算に基づく比率は40%、平成22年度決算に基づく比率は35%）が設けられています。

2. 資金不足比率（公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内容	公営企業会計名	四万十市算定値	経営健全化基準
資金不足比率	各公営企業会計ごとの資金不足額（赤字額）の営業収益等に対する比率	水道事業会計	-	20%
		病院事業会計	4.0%	20%
		下水道事業会計	-	20%
		と畜場会計	33.1%	20%
		幡多公設地方卸売市場事業会計	-	20%
		農業集落排水事業会計	-	20%
		簡易水道事業会計	-	20%

資金不足額がない会計は、「-」と表示しています。

各指標の対象範囲（四万十市）



判断基準を超えると ~平成20年度決算から適用~

健全化判断比率の4指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合	早期健全化団体	財政状況は悪化しているものの、自助努力により、まだ何とか財政健全化が可能な段階。(財政健全化計画の策定と議会の議決・公表が必要)
健全化判断比率のうち将来負担比率を除く3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合	財政再生団体	財政状況はかなり深刻で、直ちに国の関与の下、財政の再生を確実に実行しなければならない段階。(財政再生計画の策定と議会の議決・公表が必要。また、一定条件のもと地方債の発行が制限される。)
資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合	経営健全化団体	公営企業の経営が悪化している状態。(経営健全化計画の策定と議会の議決・公表が必要)

算定結果等

1. 健全化判断比率

徹底した行財政改革の推進などにより、いずれの比率についても、早期健全化基準を下回っており、指標からみ限り財政状況は健全であるといえます。しかしながら、実質公債費比率は、地方債の発行条件の基準とされている18%を上回っているため、「公債費負担適正化計画」を策定し、平成25年度決算で18%以下となるよう低金利への借換えや地方債の発行抑制などに努めているところです。

そのようなことから依然、財政は厳しい状況であることは変わりなく、今後も引き続き行財政改革を推進しながら将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいります。

2. 資金不足比率

病院事業会計及びと畜場会計において資金不足（赤字）が発生しており、その内、と畜場会計は経営健全化基準を大きく上回る結果となりました。これは、狂牛病関連施設整備等に伴う起債償還がピークを迎えたことに加え、職員の年齢層が高くなったことで人件費が歳出総額の50%以上を占めるようになり、一方、それに見合う増収は確保できず経営が悪化したものです。今後は、退職者不補充による人件費削減や一般会計からの繰入金等も検討していく予定であり、平成20年度決算では、経営健全化基準を下回ることが見込まれます。

病院事業の比率は4%で経営健全化基準以下となっておりますが、数字以上に厳しい状況にあることを認識し、継続して経営改善に努める必要があります。

その他の会計については、資金不足は発生していませんが、一般会計からの繰入金等に頼っている側面もあるため少しでも独立採算で賄えるよう経営の健全化に努めてまいります。